

宗谷保健医療福祉圏域連携推進会議（地域医療構想調整会議）の開催結果について

日時：平成28年4月27日（水）12:30~13:30

場所：稚内保健所2階6号会議室（保健所会議室）

1 開 会

2 挨拶 高垣保健環境部長

【事務局 歌川企画総務課長から配布資料の確認】

【稚内市の細川健康推進課長が議長として進行】

3 説明事項【資料】

『地域医療構想（案）について』

- ・長能主任から資料1について、素案からの修正、訂正箇所について説明

4 質疑・意見

【豊富町 本田保健推進課長】

・35ページ「3 医療従事者の確保・養成」の中で「北海道医療対策協議会での検討を踏まえ、・・・地域医療介護総合確保基金の有効活用も含めた施策を引き続き検討します。」とあるが、今スタートした地域枠関係等の中でこれを進めて行くことは良いが、やはり時間を要するという事を考えると、北海道医療対策協議会だけではなく、当面の間、広域財団である北海道地域医療財団の協力を得ながらといった取り扱いを検討すべきではないか？

・また、「限りある医療資源を有効活用し、・・・各医療職種の高い専門性を前提とし、・・・チーム医療の推進」とあるが、稚内市においてはこれで良いと思うが、町村においては専門性が高いという医師よりも総合診療的な医者等が必要であるということで、今回その部分がかかれていないので、可能であれば町村における医師対策として何らかの形で書いていただきたい。

・平成27年4月1日施行の医療法の改正に基づく地域医療の中で、この地域医療構想の取り扱いの部分で、病院の開設者又は管理者が要請に従わない場合は、北海道知事は医療審議会の意見を聞いて当該医療の開設者又は管理者に対して勧告を行うことができる。それに従わない場合は公表するとあり、地域医療支援病院、特定機能病院の承認を取り消すこともできるとなっているが、これ以外のことも北海道として考えているのかどうか、その部分を再度確認したい。

【事務局 歌川企画総務課長】

- ・1つ目の財団の協力について追加させていただくのが良いかと思う。

・次に総合診療医もある面で専門医ということになります。 その中に含めるか言葉として加えるかは、検討させていただくことで整理いたしたい。

・医療法における命令の部分ですが、実際は命令に従わないことで権限を発するといったことは想定を基本的にはしていない。体制が整った段階でそれに向けて進めて行こうという部分もあるので、地域の皆さんのご意見を尊重するという形となるので、この部分は特に法の部分ではこのように書いてあるが、それ以外の部分ではいろいろな点が出た時点で対応となるが、皆様のご意見を聞かせていただきながら受け皿となる地域が体制が整うかどうか十分勘案した上で協議を進めることになるので、ほぼ命令することはありえない。よほど悪いようなことがあれば命令となるといった最終手段と捉えていただきたい。

【議長】

・審議いただいた地域医療構想の案についてご了承の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

・それでは本案を宗谷における医療構想案といたします。

・以上で議事が終了しました。皆様のご協力で議事が滞りなくすすみました。ありがとうございます。

【事務局 歌川企画総務課長】

・議長を務めていただき細川課長様ありがとうございました。

・ただいまご承認いただいた内容について、さきほどお答えした2点ことばで追加させていただくことでご了承願います。原案に文言として2点追加又は変更いたします。

【保健福祉部地域医療課 鈴木主幹】

資料3に基づき「他圏域の状況」及び「北海道における地域医療構想策定に向けたスケジュールについて」説明

【植村健康推進課長】

資料4に基づき「難病対策地域協議会（難病対策専門部会）の設置」について説明

早期に部会開催が必要であることから、持ち帰り検討いただき、書面により部会の設置の可否について回答をもらうこととした。

5 挨拶 高垣保健環境部長

6 閉会